西東京市行財政改革推進委員会条例

平成13年 6 月29日 条例第163号

改正 平成19年6月25日条例第37号

(設置)

第1条 西東京市における行財政改革の推進を図り、社会経済情勢の変化に対応した 適正かつ効率的な市政を実現するため、西東京市行財政改革推進委員会(以下「委 員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、行財政改革の推進に関する重要事項について、 調査審議する。
- 2 委員会は、市長から行財政改革の推進状況について報告を受けるとともに、市長 に対し必要な助言を行う。

(組織)

- 第3条 委員会は、委員8人をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
  - (1) 学識経験者 5人
  - (2) 市民 3人

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合にお ける補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により定める。
- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、 その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 委員会は、委員長が招集する。
- 2 委員会は、委員の半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画部企画政策課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年6月25日条例第37号)

この条例は、平成19年7月1日から施行する。